



認定ドナーコーディネーターについて

第80回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

認定ドナーコーディネーターについて

- 臓器摘出に係る同意取得等行為については、医療機関において以下の要件を満たした上で、主治医の通常の診療行為と一連のものとして実施する場合には、当該医療機関が反復継続して実施しても臓器のあっせん業に該当しないものとし、希望する医療機関において、同意取得等行為を実施可能とする法的整理を行い、通知（令和7年9月25日付け健生発0925第3号「臓器のあっせん業の許可等について」）を発出した。

①専門性を担保するため、認定ドナーコーディネーターが同意取得等行為を行うこと

②業務の中立性に配慮するため、説明等の場面にあっせん法人コーディネーター等が立ち会うこと

（注）医療機関は、臓器あっせん機関（臓器あっせん業の許可を受けた者）に該当しないため、法に基づく厚生労働大臣による報告徴収等の規定は適用されない。ただし、①及び②の要件を満たさずに同意取得等行為を行った場合、無許可で行う臓器あっせん業に該当する可能性がある。

主な業務内容

【通常の診療行為】

急性期重症患者の受け入れ
「法的に判定したら脳死とされうる状態」の判断
家族に「臓器提供に関する説明の希望の有無」を確認 等

【「臓器のあっせん」に該当する行為（ドナー関連）】

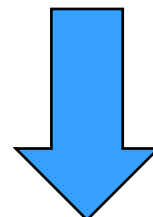
家族への臓器提供に関する説明、同意の取得 等

【「臓器のあっせん」に該当する行為（レシピエント関連）】

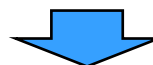
広域的な臓器搬送経路の策定
移植実施施設への移植実施の有無の打診 等

臓器の摘出

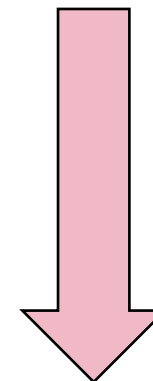
これまで



JOTが
実施



今後



臓器あっせん機関（JOT含む）が実施



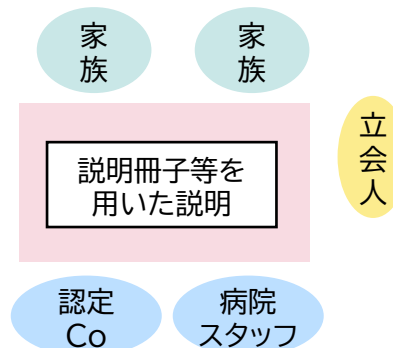
認定ドナーコーディネーターの承諾手続き（立会者の責務）について

- 認定ドナーコーディネーターの業務について、令和8年5月に運用面の詳細を周知し、中立性の担保に関しては、以下を明確化した。
 - 認定ドナーコーディネーターが所属する医療機関と雇用関係等の利害関係のない臓器あっせん機関コーディネーターが立ち会うこと（オンライン可）
 - 立ち会いを行った場合は脳死判定及び臓器摘出の承諾手続きに係る立ち会い証明書を作成すること

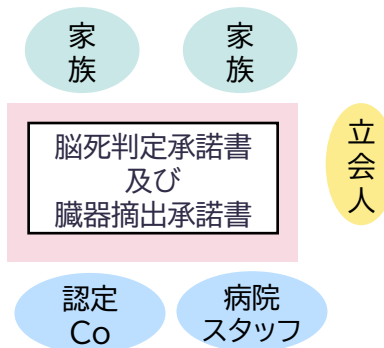
承諾手続きの詳細

- 次に掲げる事項を伝えた上で、家族に説明を行う。
 - ・認定ドナーコーディネーターによる承諾手続きを希望しない場合は、臓器あっせん機関による対応が可能であること
 - ・説明を中断した場合や臓器提供を希望しない場合でも、家族には不利益がないこと
 - ・家族が臓器提供以外の選択肢も検討している場合であって、障害福祉制度等についての説明を希望される場合には、院内外の専門職の紹介が可能であること
- 承諾手続きに係る家族面談を実施し、脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書を取得した後、家族と立会者※1のみで面談を行う時間を設けるため、認定ドナーコーディネーターは退室する。
なお、立会者が認定ドナーコーディネーターの承諾手続きに問題がないことを判断した場合は、立会者は脳死判定及び臓器摘出の承諾手続きに係る立会証明書（以下単に「立会証明書」という。）を2部作成し、1部を臓器提供施設に交付し、もう1部は臓器あっせん機関において適切に保存する。

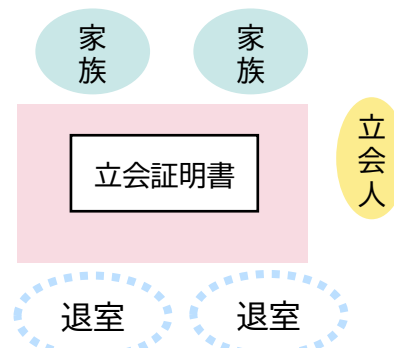
承諾手続きに係る家族面談の実施



承諾書取得



立会証明書の作成



※1 立会者については、臓器あっせん機関コーディネーターであって、認定ドナーコーディネーターが所属する医療機関との間に雇用契約等の利害関係がないことが求められる。

(参考)脳死下の臓器摘出にいたるプロセスと実施主体の整理

- これまで「家族への臓器摘出に関する説明と同意の取得」などの同意取得等行為は、通常の診療行為と一連のものとして実施される行為としての側面も有している。
- このため、同意取得等行為については、医療機関が、以下の要件を満たした上で、通常の診療行為と一連のものとして実施する場合には、同意取得等行為を実施可能とする。
 - ①専門性を担保するため、認定ドナーコーディネーターが同意取得等行為を行うこと
 - ②業務の中立性に配慮するため、説明等の場面にあっせん法人コーディネーター等が立ち会うこと

業務内容	実施主体(これまで)
急性期重症患者の受け入れ	医療機関(臓器摘出施設)
「法的に判定したら脳死とされうる状態」の判断	
家族に「脳死とされうる状態」であると説明	
家族に「臓器提供に関する説明の希望の有無」を確認	日本臓器移植ネットワーク
ドナーとなり得る者の情報の取得	
家族への臓器提供に関する説明	
家族からの臓器摘出に関する同意の取得	
臓器摘出に関する承諾書の作成	
法的脳死判定	医療機関(臓器摘出施設)
ドナー候補者の感染症検査	日本臓器移植ネットワーク
HLAタイピングの実施	
臓器摘出術の管理(臓器摘出術の記録)	
臓器摘出チームの受入調整・連絡調整	
地域の臓器搬送経路の策定	
ドナー家族及び遺族の心理的ケア	
レシピエントの募集及び登録・医療情報の管理	
移植候補者の選定・優先順位の策定	
組織適合性検査	
移植実施施設への移植実施の有無の打診	
臓器摘出チームの派遣調整・連絡調整	
広域的な搬送経路の策定	
移植臓器の評価	医療機関(移植実施施設)
臓器摘出	

実施主体(今後)	
医療機関(臓器摘出施設)	
ドナー関連業務実施法人 (日本臓器移植ネットワーク含む)	医療機関 (認定ドナーコーディネーター)
医療機関(臓器摘出施設)	
ドナー関連業務実施法人 (日本臓器移植ネットワーク含む)	
ドナー関連業務実施法人 (日本臓器移植ネットワーク含む)	医療機関 (認定ドナーコーディネーター)
ドナー関連業務実施法人 (日本臓器移植ネットワーク含む)	
ドナー関連業務実施法人 (日本臓器移植ネットワーク含む)	医療機関 (認定ドナーコーディネーター)
日本臓器移植ネットワーク	
医療機関(移植実施施設)	